

実習報告

1. メンバーの実習先

実習 I (60 時間)

- ・ 児童心理治療施設
- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 社会福祉協議会

実習 II (180 時間)

- ・ 就労継続支援 B 型

2. 就労継続支援 B 型とは

障がいや難病のある方が利用できる障害福祉サービスのひとつ。様々な理由から一般企業での雇用契約を結んで働くことが難しい方に対し、就労の機会、生産活動や社会参加の場を提供している。一般就労や就労継続支援 A 型（以降：A 型）での就労に向け、必要な知識や能力の向上のための訓練を受けることができる。生産活動に対する対価として工賃を受け取ることができる。

💡豆知識💡

就労継続支援 B 型（以降：B 型）は、A 型とは違い雇用契約を結ばない。雇用契約を結ばないため、労働基準法などが適用されない。そのため、労災などの労働保険や最低賃金の保障はない。
→B 型の利用者は「訓練生」の扱いとなることで、労働基準法をはじめとした労働関係の法規が適用されない。
※雇用契約は結ばないが、サービスの利用契約は結ぶ必要がある。

実際の現場では、下記のような支援が行われていた。

- ・一般就労や A 型での就労に向け、訓練や職業実習を行っている利用者がいた。
- ・ステップアップに向けて、生活習慣の見直しや生活の質向上を目標に支援を行っていた。
- ・生活上に困難を抱える利用者に対して、行動やストレスとの向き合い方を職員と一緒に考えていた。ex)作業空間を分ける、リラックス空間の確保など
- ・社会的ルールについても学んでいた。

3. 実習での学びについて

①個別支援計画作成時には、担当者会議を行うことでクライアント中心の支援が出来るか確認ができる。

個別支援計画作成に先立ってアセスメントを利用者で行う。(表はスライド7p)

このとき、質問攻めにならないようにしたり、答え質問や質問や日常会話から話を展開したりすることを意識する。オープンクエスチョンやクローズドクエスチョンを意識することで、質問に答えやすくなる。

～個別支援計画作成時に気を付けるポイント～

- ・聞き取った内容についてポジティブに変換することを意識する。
- ストレングスを引き出すことに繋がる。
- ・また、支援内容については、具体的な目標の設定・提案を行う。
- 「広く浅く」ではなく「狭く深く」を意識する。
- ・課題に対して重点的にアプローチすることで支援内容の充実に繋がる。

担当者会議では、原案をもとに支援担当職員との意見交換や利用者の意向確認を行い原案の修正後、本計画の作成に移る。

～会議の内容～

- ・ 支援内容が適切であるか
 - ・ 利用者の希望や意見が反映されているか
 - ・ アセスメント内容に沿って、利用者主体の計画か
 - ・ 各職員の意見をもとに支援内容の方針や各職員の役割を整理・確認
- 支援内容に一貫性が出ることで担当職員が不在の時でも適切な支援に繋がる

②道具の使い方から読み取れる情報は複数ある。

支援の現場では、様々な道具を使う機会がある。このとき支援員は利用者を観察することで、多くの情報を得ている。

- ・ マニュアル通りに作業を行う
 - 作業手順の正確性、記憶力、注意力など
- ・ 作業中の視線
 - 視野の広さ、観察力、人や物に対する認識能力、注意力など

一つの行動から読み取れる情報は意外と多い。

③利用者の作業能力に合わせた作業・環境の提供を行う。

障害が同じでも性格や能力、得意不得意が同じなわけではない。

利用者の中には、「やりたい作業があるけれど、〇〇が苦手だから△△できない」

と苦手意識や作業内容に対して壁を感じることで、一步を踏み出せない方がいる。そこで、支援員が、適切な作業や環境の提供を行う必要がある。

A) 身体や知的に障害があることで、力を使う作業や細かい作業が難しい

→ ・商品や道具を固定する道具の提供

・利用者が行いやすい作業方法や道具について、提案・聞き取り

B) 人が多く作業に集中できない

→ ・パーティションの使用

・個室への移動

・席の変更

・イヤーマフなどの使用

C) 均等な商品を作ることが苦手

→ ・見本やマニュアルの作成

・目印のついた道具の提供

→ 専用の道具は市販では手に入りにくいいため、手作りしている施設が多い

上記のように現場では、利用者の能力や特性によって支援方法が異なる。支援員同士の情報共有や利用者の意見を取り入れた支援を行っていた。

利用者1人1人に合った支援環境を整えることから、個別性についても学ぶことができた。

以上